

ID: 206

担当部署: 建設水道課

処分の概要	行為の許可(変更許可を含む。)		
例規名 根拠条項	村田町都市公園条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	平成7年条例第3号		
【基準】			
第4条の規定による。 (行為の制限)			
第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。			
(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。			
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。			
(3) 興行を行うこと。			
(4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。			
(5) 町長の指定する有料公園施設の内容に広告を表示すること。			
2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。			
(1) 氏名、住所及び職業(法人にあってはその名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容。以下同じ。)			
(2) 行為の目的			
(3) 行為の期間			
(4) 行為を行う場所又は公園施設			
(5) 行為の内容			
(6) その他町長の指示する事項			
3 第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。			
4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。			
5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日